

Title	法学部史の一断面：シュテルンベルクとラートブルフ
Sub Title	Ein Ausschnitt aus der Geschichte der juristischen Fakultät der Keio Universität : Sternberg und Radbruch
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.1 (2005. 1) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050128-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050128-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 法学部史の一断面

——シュテルンベルクとラートブルフ——

宮澤浩一

初めに

シュテルンベルクと日本の学問、特に慶應義塾とのかかわり

ラートブルフと慶應義塾

結び

## 初めに

テオドール・シュテルンベルクとグスタフ・ラートブルフとは、慶應義塾大学の法学部法律学科と直接・間接の関係を持つ。奇しくも、この二人は、ベルリン大学のフランツ・V・リスト研究室での同僚であったこともあり、また、ラートブルフがシュテルンベルクの初期の著作『法学入門』<sup>(1)</sup>を好意的に取り上げ書評して以来、文通

をしていた。<sup>(2)</sup>ただ、この二人の優れた法律家の生涯はかなり異なったものであった。ラートブルフの生涯と業績については、日本でもよく知られており、いまさら紹介するまでもない。これに対して、シュテルンベルクは、ドイツでは殆ど無名であった。<sup>(3)</sup>その名前を聞いたのは、故峯村光郎教授の講義の中であった。峯村先生が若い時代、講師で出講して来られたシュテルンベルク先生のお話をし、教授時代にも、折に触れてお話しをする機会があったが、実に博識な方で、特に、自由法を中心としたお話を承ったとのことである。故手塚豊教授のお話の中で、戦時中にシュテルンベルク先生の過ごされた厳しい生活ぶりについて、「都内のいくつかの大学で講師をしておられたが、文字通り粗衣粗食でひどい身なりで学内を歩いておられたのをお見かけしたものだ」とのことであった。故津田利治教授の回想<sup>(4)</sup>でも、辻堂に住むシュテルンベルク先生と汽車でお会いし、話をしたという箇所<sup>(5)</sup>で、ひとりぼっちで乞食のような格好をして三田通りを歩いているのを見かけたとある。津田教授は、人も知る利益法学の研究者でヘックの主要な論文をすべて訳出しておられる。<sup>(5)</sup>シュテルンベルクは、自由法論の先駆けの一人であり、利益法学もその流れを汲む学派であったから、車中での話に法学方法論が出たのではないかと想像する。

#### シュテルンベルクと日本の学問、特に慶應義塾とのかかわり

一 シュテルンベルクは、ユダヤ系ドイツ人の商人マックス・シュテルンベルクとその妻リナの長男として、一八七七年一月にベルリンに生まれ、一八九六年にアピトゥアを取得し、ハイデルベルク大学とベルリン大学で法学を学び、一八九九年に第一次国家試験に合格し、同年一月、ヨーゼフ・コーラーの指導で書いた「自然法論における恩赦」により学位を取得した。<sup>(6)</sup>一九〇四年にV・リストのゼミナールに所属しながら、民事法のテ

一マで教授資格取得を目指した。一九〇五年には、その論文の完成を条件としてスイスのローザンヌ大学の私講師に就任したが、学内政治的な紛争のため、失意のうちに、一九一〇年にベルリンへ戻り、二、三の大学との招聘交渉に失敗した。その間、ベルリン大学での自由講義に出席していた東京帝国大学の穂積陳重、鳩山秀夫の両教授から空席となっていたドイツ法の教授の講座への就任を打診され、快諾し、一九一三年九月に単身で来日した。日本人の弟子の中で、故田中耕太郎教授は、来日当初三年ほど、シュテルンベルクの世話をしながら同居して教えを受けた。そのドイツ法の講義、特に、自由法の構想は、我妻栄、末広巖太郎、川島武宜など東京大学の諸先生の研究に大きな影響を残したと言われる。シュテルンベルク個人にとり、第一次大戦の敗戦は、東京帝国大学教授としてのその地位を失うという不運をもたらした。生活のためとは言え、父親から受け継いだ貴重な蔵書を明治大学に売却したり、様々な苦勞を重ね、一九二一年から四五年まで、都内の中央大学、法政大学、日本大学、明治大学、そして慶應義塾大学で講師として授業を担当し、戦時下の日本を生き延びた。慶應義塾との関係がどのようにして出来たかは、日本法制史の研究者の手で解明して欲しいが、私の推測では、松本蒸治・田中耕太郎両先生の御縁で小泉信三塾長が苦境にあったシュテルンベルクを講師として招き、面倒を見られたのではなかったかと思われる。今日と違って、戦前の慶應義塾は財政基盤が確りしており、故手塚豊教授の話によると、私立大学の講師給の中で群を抜いて手当が良かったそうである。日中戦争以後の日本社会の厳しい事情の中にあつて、田中耕太郎教授等の旧弟子たちは「独法研究会」を組織し、月に二回の会合で話をするシュテルンベルクに謝礼を払い、生活の足しにしたそうである。

二 シュテルンベルクの講義を当時の塾生たちがどう受け止め、どのような形で影響を受けたかは、今後の研究に待たねばならないが、客観的事実として、慶應義塾大学法学部の機関紙『法学研究』に、一一編のシュテルンベルクの論文（英文一編を含む）が残されていることは貴重である。これらは、類い稀な多才な学者であつた

シュテルンベルクの生存の証しであり、その存在の記録でもある。そこで扱われた多彩なテーマの諸論文は、これまでドイツの学会で気づかれていなかったシュテルンベルクの学識の蓄積とも言うべき作品群であり、十分検討に値すると言いうことが出来よう。

三 シュテルンベルクはその名字が示すように、ユダヤ系のドイツ人であり、その能力をヨーロッパの学界で十分に示す機会がなかったので、長い間、殆ど世に知られることはなかった。事実、ミヒアエル・シュトライス編の定評のある法律学者のビブリオグラフィ<sup>(10)</sup>やホルスト・ゲツピンガー著『第三帝国におけるユダヤ出自の法律家』<sup>(11)</sup>には全く触れられていない。これに対して、チューリッヒ大学のマンフレット・レーベルクの手で、シュテルンベルクの主要な論文が『法学の方法論について及びその他の法律論文集』<sup>(12)</sup>として日の目を見た。さらに、シュテルンベルクの経歴、主要業績の紹介と分析及び中央大学図書館に残されていた膨大な未公刊の原稿・家族の書簡を整理・分類したアンナ・ベルテルス石川さんのご労作『ドイツと日本における自由法の提唱者の一人、テオドール・シュテルンベルク』<sup>(13)</sup>によって国際的な評価に供せられ、さらには、同氏の努力により、数奇な運命に弄ばれたシュテルンベルクとベルリンに残されたその家族の厳しい運命が書簡集として纏められ、公刊されたことよって研究の対象となったのである。<sup>(14)</sup>

レーベルクの編著のお陰で、ハインリクス・フランツキー・シュマルツ・シュトライス編『ユダヤ出自のドイツの法曹』<sup>(15)</sup>の中でペーター・ランダウ(ミュンヘン大学教授)の『帝国及びワイマール共和国におけるユダヤ出自の法曹』<sup>(16)</sup>においてごく僅かではあるが、シュテルンベルクに触れた箇所がある。

ラートブルフと慶應義塾

一 ラートブルフと慶應義塾の関係は、シュテルンベルクの場合と比べると、間接的である。先にも触れたが、ラートブルフは、ドイツの法哲学者の中で日本の研究者によく読まれた者の一人であろう。第二次大戦以前に、ハイデルベルクの地で親しく指導を受けられた故常盤敏大教授（当時、旧制東京高等商業学校<sup>(17)</sup>）を初め、田中耕太郎<sup>(18)</sup>、尾高朝雄<sup>(19)</sup>両博士、横川敏雄<sup>(20)</sup>等、多くの先達が、ラートブルフの著作の邦訳を公刊し、その業績を詳細に紹介された。それらのすべては、私の修業時代以前の仕事である。私は、それらと比べるとはるかに遅くラートブルフの思想に触れ、主観的に極めて大きな影響を受けた。

二 ラートブルフについては、新制大学に切り替わった昭和二四年（一九四九年）四月以後、私が一九歳の年にドイツ語の故田中次郎先生（当時、講師）から伺った。旧制の予科一年生で、ドイツ語を故金原三郎教授の手ほどきで学び、新制の学部一年に編入された私は、ドイツ語の授業をABCから始めるといふ衝撃的な話を聞き、すぐに教員室（現在の塾監局三階の会議室）に有志の者と出掛け、「ドイツ語を初めからやり直すのは納得出来ない」と担当の田中吟龍教授に抗議をした。その場に、田中次郎先生が顔を出され、「それなら、私の二年生の授業に出席すればよい」と妥協案を出された。この計らいにより、数人の仲間の一年生と一緒に、二年生のドイツ語の授業に出席して、いつも最前列で授業を受けた。田中先生は、昭和二三年に法学部の講師に就任され、大学の教師としては殆ど経験のない方であった。そのようなこともあり、生きのいい一年生の面倒をよく見て下さった。あるとき、「宮澤君。君の故郷はもしかして長野かね」と尋ねられた。「私は東京の生まれですが、父は長野の出です」と答えると、「君のお祖父さんは、政友会の宮澤長治さんか。私の父は須坂の出で民政党の田中新之助と言ったのだ。一度、家に遊びに来なさい」という話になり、それ以来、大田区池上の田中先生のお宅に仲間

とよく遊びに行った。

三 田中先生は大変面倒見のよい方であったので、学生の間で人気があり、そのお宅には、多数の学生がお訪ねしたが、その中で慶應義塾大学法学部の教員になったのは私のほか、石川明君と内池慶四郎君であった。田中先生から伺った、戦前のドイツでの学生生活のお話に心打たれた。おそらく、他の二人もそのエピソードに心動かされ、ひそかにドイツへの留学を思い始めたのではなかったか。私には、ラートブルフ教授宅で日本文化と仏教について話が弾んだおり、ラートブルフが黙って、熱心にメモを取り、実在的確な質問をなされたというお話が印象的であった。全く偶然にも、学部三年になって伊東乾助教授(当時)の独法ゼミでラートブルフの『法学入門』の冒頭の章「法」を講読することになった。これは誠に幸運であった。と言うのは、他のクラスでの同書の講読は、原著が難解で担当者の手に余ったため、途中で中止され、ドイツ法の雑談で終わったからである。大学の授業には、得てしてこういう担当者の当たり外れがあり、運・不運が生じる。伊東先生の授業は、周到に準備され、あたかも「どこからでも向かって来い」という構えのようで、隙の無い模範的な指導をされた。後になつて、ドイツ語の原典講読を担当することになったとき、この学生時代の伊東先生の授業、修士課程での津田利治先生の独書講読における厳格なご指導を思いながら事にあたったので、「鬼の宮澤」の異名を取ったのであつた。田中先生は、ラートブルフの著作がテキストとして使用されたという話に痛く感動され、翌年だと思つが、郁文堂(大学書林か?)から、ラートブルフの主著(法学入門と法哲学)の主要部分を用いた二冊のドイツ語のテキストを出された。その際、ゲラの校正と注の内容チェックを担当させて頂いた。それが縁となり、先生に勧められ、ラートブルフ夫人に手紙を出すようになった。修士課程に進み、夫人から送って頂いた『法哲学入門』を仲間の林脇トシ子さん(後の高鳥トシ子塾法学部教授)と休講の教室を利用して二人だけの「読書会」を行い、邦訳を完成させたがこの原稿は日の目を見なかつた。<sup>21</sup> 修士課程二年の時には、中谷瑾子助教(当時)の研究室で、

ドイツ刑法典草案・理由書（一九二二年、いわゆるラートブルフ草案）の講読をして頂き、翌年（一九五五年）、法学部助手に採用された年の八月、法学研究誌上に連名で公刊された。<sup>(22)</sup> ラートブルフ草案の「保安・改善処分」の規定には、ワイマール共和国時代の刑法草案の中で、初めて、処分に関する共通規定とその理由が書かれた斬新な草案であった。<sup>(23)</sup> もちろん「保安監置」も提案されていた。我が国の刑法改正作業に際して、保安処分、特に、保安監置に関して「ナチスの刑法改正の所産である」とか、「ナチスにより、保安監置は乱用された」との批判があり、最近でもそのようなことを書く者がいるけれども、保安監置を含む「保安・改善処分」は、一八九三年のスイス刑法予備草案（シュトース草案）において提唱されていたのである。<sup>(24)</sup>（ヒトラーが四歳の頃のことである）。さらに、一九三三年一月の「慣習犯罪人法」により導入された「保安監置」の乱用といっても、確かにデータ的には多数ではあるが、それ以上に深刻な「社会防衛的措置」の乱用として、司法のコントロールに服さない「警察拘禁（Polizeihaft）」の多用こそ問題にすべきである。<sup>(25)</sup> それはともかくとして、「ラートブルフ草案の邦訳」は、私の名前が活字になった最初の文章である。この翻訳の際に、中谷先生から一点二画も疎かにしない慎重な文章の書き方を仕込まれたのは、私にとって幸いであった。

院生時代、ラートブルフの多くの論稿のうち、特に、確信犯人論、死刑論、その晩年における自然法論への関心、さらに相対主義の思考等に強い影響を受けた。

四 助手二年目の一九五七年九月、ドイツ学術交流会（DAAD）の留学生として、ラートブルフ夫人の勧めもあり、ハイデルベルク大学のエーベルハルト・シュミット教授（ラートブルフの講座の後継者）の指導で勉強することとなった。最初の留学で、シュミット先生とともに、ウイルヘルム・ガラス教授、ハインツ・レフェレンツ講師（当時）から多くのことを学んだが、私にとって、ラートブルフ夫人に紹介され、初めて出会ったアルトゥール・カウフマンとの交際は、その後、一生の付き合いとなった。ラートブルフ夫人もカウフマンも、日本にお



けるラートブルフ研究の動向について、極めて大きな関心を持っておられた。当時、カウフマンはカールスルーエ地方裁判所の裁判官であり、大学では兼任講師をしていた。ラートブルフ夫人は、研究者の道を歩むことを切に望んでいたカウフマンの後ろ盾として、いろいろな伝を頼って「教授資格論文」が受理されるよう努力しておられた。その他、何かにつけて、二人は、お互いに連絡をしておられた。私の話したラートブルフに関する情報は、それぞれにすぐ伝わった。一九五九年三月、私は留学を終えて帰国した。その頃、野田良之、山田晟両教授を中心としてラートブルフ著作集の企画が進行中で、ラートブルフ夫人と交渉がなされた。帰国後、間もなく、東京大学出版会から連絡があり、「一法律家の生涯—J・P・A・フォイエルバッツハ伝」<sup>26</sup>の邦訳を担当しながらという打診があった。ラートブルフ夫人の強いご推挙があったと聞いている。周知のように、一八世紀から一九世紀にかけての正確な時代考証を要する困難な仕事であった。悪戦苦闘して全訳を仕上げ、提出したが、編集委員の間で、訳が生硬であると問題になり、ゲーテ研究家の菊池栄一教授の校閲を受けることとなり、徹底的に改訳された原稿が公刊された。この経験を経て、翻訳というものの怖さと日本語に翻案することを経授されたのである。

五 ラートブルフ著作集が順調に公刊されているという情報は、帰国後、カウフマンと交わした文通において逐一伝え、一九六二年四月のドイツ旅行の途中で訪問したザール大学、その夜のカウフマンの家での話題となった。ラートブルフの法哲学関係の主要著作の殆どを出版するなど、ドイツでは考えられない。日本という国は素晴らしい出版文化を持っている”というのが当時のカウフマンの賛辞であった。その頃の出来事であるが、内池助教(当時)に対する「小泉基金」によるドイツ留学が内定したとき、どの大学で研究生生活をすべきかの相談を受けた。私は、同大学を訪問したとき建設の最終段階であったザール大学の法・経学部の新校舎の研究設備の斬新さを説明し、民事法のスタッフに関する情報と合わせて、ザール大学に行くことを推薦した。その結果、

一九六三年度に内池君はザール大学に出掛け、これがザール大学と慶應義塾との長い交流のきっかけとなった。翌一九六四年夏学期に、私は二度目のドイツ留学をザール大学で果たし、ハイデルベルク大学の研究室で着想した「ドイツ刑法学の系譜的な研究」を発展させたのである。その後、慶應義塾の民法法のスタッフの殆どが、ザール大学に留学することとなった。石川明君は、ミュンヘン大学で最初の留学を経験したが、二回目以後は、ザール大学のゲルハルト・リュケ教授の民事訴訟法研究所を拠点として、自身が研究生を送っただけでなく、慶應義塾大学の多くの後輩をザール大学に送り込んだ。カウフマンも、個人的によく面倒をみてくれた。

六 このような次第であるから、ラートブルフと慶應義塾の関係は、その晩年の弟子であったカウフマンを媒介として発展したと言つて過言ではない。カウフマンは、一九六八年冬学期に、カール・エンギツシュの<sup>(27)</sup>後任としてミュンヘン大学に転じ、法哲学・法情報学研究所を設立し、そこに集まった多くの若い俊秀を育て、多大の成果を上げた。一九七四年四月、ラートブルフ夫人は、カウフマンに「ラートブルフの全著作とその出版権」を譲られた。<sup>(28)</sup>慎重な検討と準備、その具体化の道程としての二回のコロキウム（一九八一年五月と八二年五月）を経て、一九八五年四月に、その後半生の最大の仕事である『グスタフ・ラートブルフ全著作集 20巻』<sup>(29)</sup>の編集と公刊に関する契約が、ハイデルベルクのC・F・ミュラー出版社との間で結ばれ、<sup>(30)</sup>その実現を目指して多くの精力をこの仕事に集中した。一九八七年の第一巻（法学入門、その他）<sup>(31)</sup>から二〇〇三年の第二〇巻（追録、総索引）まで一六年もの歳月がかかった。九〇年代の前半は、作業が遅々として進まず、一時はどうなることかと不安に思われた時期もあったし、あと二冊（ギュンター・シュベンデル編・第四巻 文化哲学・文化史論集、二〇〇二年、ハンス・ペーター・シュナイダー編・第一四巻 国家と憲法、二〇〇二年）<sup>(32)</sup>というところでカウフマンの急死という事態（二〇〇一年四月一日）<sup>(34)</sup>があつたが、フライブルク大学のアレキサンダー・ホラーバハ教授の推挙により編集を担当したベルトホルト・カストナー氏の努力で第二〇巻が二〇〇三年に公刊され、この大事業は完結したのであ

つ<sup>(35)</sup>  
た。

## 結 び

私は、奇しき縁から、カウフマンと知り合った。田中次郎先生から伺っていたラートブルフの人柄は、カウフマン自身の口を通じて語られたとき、さらに具体的なイメージを私の心に刻み込んだ。その具体像は、自伝「内面の路」<sup>(36)</sup>に描かれ、カウフマンの「グスタフ・ラートブルフ」<sup>(37)</sup>で、その人柄とその思想の位置づけが語られ、その人間像に詳しい肉付けがなされたが、文章に描かれたものよりも、カウフマンの人柄を通じて聞き知ったときの感銘の方が深く心に残っている。若しかすると、ラートブルフの個性は、カウフマンに生き続けていたのかもしれないと今では思うようになった。カウフマンの真摯な態度、心を許した者との間で交わす打ち解けた会話、時々見せるはにかんだような表情。誠に「忘れ難き人物」と評することができる。自分のところに学びに来て、不治の病を得て、心ならずも帰国し、世を去った慶應義塾大学の院生、故梅田育夫君<sup>(38)</sup>の写真を、二人の師、グスタフ・ラートブルフとカール・ヤスパースと共に研究所に飾ってくれていたカウフマンを思いながら、交誼を重ねた四四年をふりかえる事が少なくない。私は、おそらく、ドロテア夫人の次に、長く付き合った者の一人であったろう。我々は、お互いに、ラートブルフの人と思想を介しての交流であった。全集の第一巻に「ラートブルフ家の旧友へ」という献呈の辞を書いてくれたカウフマン。その亡き後に、全集の最後の一冊である第二〇巻をも送ってくれ、その後、最終巻の編者と巻末の編者カウフマンに関する記事の筆者についての私の質問に詳しい情報をも寄せてくれたドロテア・カウフマン夫人の心の中に、ラートブルフの人と業績を敬愛して止まない日本の学者たち、カウフマンを通してラートブルフの思想と思考に敬意を持つ慶應義塾の法学部のスタッフの印象

が深く刻まれているのではないかという私の推測をもってこの一文を結びことにする。

- (1) Theodor Sternberg, Allgemeine Rechtslehre, 1903 は 'Deutsche Literatur-Zeitung (1904)' の ders. Einführung in die Rechtswissenschaft, 1912 は 'Archiv f. Sozialwissenschaft und Sozialpolitik (1913)' の好意的な書評を、ラートブルフの『法学入門』の初版(一九二〇年)の巻末文献にも上げられている。Gustav Radbruch Gesamtausgabe (以下 'GRGA' と略称) Bd. I Rechtsphilosophie I, 1987, S. 203, 443, 531. 参照。[書評: 宮澤浩一・法学研究第六一巻四号、一九八八年、一一四頁以下]
- (2) ラートブルフの書簡集ギュンター・シュペンデル編 II (GRGA Bd. 17, 1991; Bd. 18, 1995) のヘルマン・カントロヴィッチへの手紙では、しばしば、シュテルンベルクの著作、特に、法学入門のほか、J.H.v. Kirchmann und seine Kritik an der Rechtswissenschaft, 1908 に言及している。だが、ラートブルフからシュテルンベルクへの書簡は収録されていない。Berthold Kastner (Hrsg.), Nachtrag und Gesamtregister, GRGA Bd. 20, 2003 参照。[書評: 宮澤浩一・ラートブルフ全集の完成、ジュリスト二二六五号、二〇〇四年、三二頁以下]
- (3) 本文でも触れるが、一九一三年に、日本に移住したこと、ユダヤ系ドイツ人であったので、一九三三年以後は、無視されたからであろう(後述)。これに対して、日本では、有名であり、法学入門や法哲学の教科書で触れているものも少なくない。その人と業績について、特に、田中耕太郎・二十世紀のファウスト博士―シュテルンベルヒ先生の思い出―文藝春秋一九六二年一〇月号、二一六頁以下、川島武宜・T・シュテルンベルク先生のゼミに参加する、同・ある法学者の軌跡、一九七八年、九八頁以下、と高根義三郎・テオドル・シュテルンベルヒ、亜細亜法学第一四巻第一号、上田明信先生追悼論文集、一九七九年、五頁以下がある。
- (4) 津田祥子・つむじまがりの一世紀 義父 津田利治から聞いたこと、一九九九年、四六頁。
- (5) 津田利治、利益法学、一九八五年。この問題につき、津田祥子(前出注4)、五七頁。
- (6) 本文の記述は、Anna Bartels-Ishikawa, Theodor Sternberg einer der Begründer des Freirechts in Deutschland und Japan, 1998, S. 17 ff. による。
- (7) 上田浩二・新井訓著・戦時下日本のドイツ人たち、二〇〇三年。シュテルンベルクは、来日直後に東京で借家住

まいをし、軽井沢に小さな家を購入した。戦時中に、軽井沢の家でも暮らしたと思われるが、この著作にはその名が出て来ない。おそらく、ユタヤ系であったため、日本在留のドイツ人社会とは交流が無かったのであろう。

(8) Anna Bartels-Ishikawa (hrsg.), Post im Schatten des Hakenkreuzes. Das Schicksal der jüdischen Familie Sternberg in ihren Briefen von Berlin nach Tokyo in der Zeit von 1910 bis 1950, 2000, S. 27. ハルチルス・石川、前出(注6)‘特に一七五頁以下に記録された手書きの原稿に、独法研究会での講義ノートが掲記されている。なお同書の二〇三―二〇四頁に、慶應義塾での講義目録等三点の文書が掲記されている。

(9) このうちの五編は、レーベントナーの編著(後出、注12)に収録されている。従って、欧米の研究者の目に触れていない論文は、Pacht-System und Hypotheken-System; Zeitungsverlag und Schriftstellerschutz; The Essence of Roman Law; Kernpunkt der Lehre Stammers; Entwicklung und Krisis des Völkerrechts; Kritik der Todesstrafe vom prozessualistischen Standpunkt の七編のみである。

(10) Michael Stolleis (hrsg.), Juristen. Ein biographisches Lexikon. Von der Antike bis zum 20. Jahrhundert, 2001.

(11) Horst Göppinger, Juristen jüdischer Abstammung im 3. Reich < Entrechtung und Verfolgung. 2. Aufl., 1990.

(12) Zur Methodenfrage der Rechtswissenschaft und andere juristische Schriften von Theodor Sternberg, ausgewählt und eingeleitet von Manfred Rehbinder, 1988. 同書には、全部の編の論文が収録されているが、そのうちの二編は、三田哲平会第五巻‘第六卷(一九二九―三〇年) [Vergleichende Methode und Struktur der Wissenschaft mit besonderer Berücksichtigung der vergleichenden Rechtswissenschaft und ihrer Geschichte] に、四編は法学研究(第二卷三号‘一九三三年) [Die Bedeutung der Handelsgesellschaft und der Untergang der antiken Welt. Zum Zerfall der Wirtschaft im römischen Recht]; 第三卷一号‘三号‘第六卷四号‘第七卷一号‘二号‘四号‘一九三四―一九三八年) [Freie Rechtsfindung und mittelbare Demokratie]; 第四卷一号‘二号‘一九三五年) [Die Rechtsanwaltschaft beim Reichsgericht]; 第五卷一号‘一九三四年) [Strenge und Billigkeitsrecht]; 第六卷三号‘一九三八年) [Der Witz im Recht] に発表された。および、Historische Methode und

Historismus in der Rechtswissenschaftと云う論文があり、これは、法学研究第一九卷、一九四〇年に公刊を予定していたが、休刊となったと云う前注が付いている。以上のほか、Die Rechtsfindung(1927)；Aktionswissenschaft und Prozelbwissenschaft(1930)；Der Rechtsunterricht(1911)；Die Entwicklungslinie der Rechtsphilosophie und das Problem ihrer Geschichtschreibung(1915)が収録されている。

- (13) Anna Bartels-Ishikawa, op. cit.(Ann. 6).
- (14) dies., op. cit.(Ann.8).
- (15) H.C. Helmut Heinrichs/Harald Franzki/Klaus Schmalz/Michael Stolleis(hrsg.), Deutsche Juristen jüdischer Herkunft, 1993.
- (16) Peter Landau, Juristen jüdischer Herkunft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik. Dem Andenken Ernst Landbergs, in: H.C.H. Heinrichs et al.(hrsg.), op. cit.(Ann. 15), S. 160 f., 173.
- (17) 常盤敏太教授は、ラートブルフ全著作集の巻頭の写真の数葉、第六巻フォイエルバハ伝の巻頭のブロンズ像を写された。また、ナチスにより教職を追われ、失意の中で六〇歳の誕生日を迎えられたラートブルフに、東京高等商業の雑誌を『還曆論文集』に装丁して贈られ、戦後、一九六〇年春に、リディア・ラートブルフ夫人を日本に招待された。
- (18) グスタフ・ラートブルフ著・田中耕太郎訳・法哲学、一九五一年。なお、ラートブルフ著作集第一巻、一九六一年。Arthur Kaufmann(hrsg.), Rechtsphilosophie II, GRGA Bd. 2, 1993, S. 216 ff.
- (19) 尾高朝雄・ラートブルッフの法哲学、一九四八年。ラートブルフ著作集 別巻、一九六〇年 参照。
- (20) グスタフ・ラートブルフ・横川敏雄訳・法哲学の根本問題、一九五二年(初版一九四六年)。本書は、ラートブルフの法哲学、一九三二年のうち、第一章から第九章までの邦訳である。前出(注18)と同じテキストである。
- (21) Vorschule der Rechtsphilosophie, 1948. の邦訳は、阿南成一助教授(当時)の手で一九五五年に公刊された。Winfried Hassemmer(hrsg.), Rechtsphilosophie III, GRGA Bd. 3, 1990, S. 121 ff.
- (22) 中谷瑾子・宮澤浩一訳・ラートブルフ刑法草案及理由書、法学研究第二八巻八号、一九五五年、一三頁以下。邦訳の底本は、Gustav Radbruchs Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuches(1922). Mit einem

- Geleitwort von Bundesminister Dr. Thomas Dehler und einer Einleitung von Professor Dr. Eberhard Schmidt, 1952. 434' Rudolf Wassermann (Hrsg.), Entwurf eines Deutschen Strafgesetzbuches (1922), GRGA Bd. 9, 1992, S. 47 ff. 宮澤浩一・罪と罰第三〇巻一号' 一九九二年' 三七頁以下。
- (23) Wassermann, op. cit. (Ann. 22), S. 32.
- (24) Axel Dessecker, Gefährlichkeit und Verhältnismässigkeit. Eine Untersuchung zum Maßregelrecht, 2004, S. 70 f.
- (25) Gerhard Werle, Justiz-Strafrecht und polizeiliche Verbrechensbekämpfung im Dritten Reich, 1989, bes. S. 95 ff., 517 ff. [Sicherungsverwahrung]; S. 499 ff. [Vorbeugungshaft]; S. 533 ff. [Schutzhaft]
- (26) ラートブルフ・菊池栄一・宮澤浩一訳・一法律家の生涯 ラートブルフ著作集 第七巻' 一九六三年。Gerhard Haney(Hrsg.), Feuerbach, GRGA Bd. 6, 1997, S. 26 ff.
- (27) エンギッシユは' 一九三三年に' 教職を追われたラートブルフの後任として' 一九三四年にハイデルベルク大学教授となり、一九五三年にシユンヘン大学教授に転じた。
- (28) 宮澤浩一・グスタフ・ラートブルフ財団の設立、ジュリスト六七〇号' 一九七八年' 一一頁以下。ラートブルフ夫人は' 同年七月二四日に死去された。
- (29) 同・グスタフ・ラートブルフ全集の公刊、ジュリスト八三六号' 一九八五年、七六頁以下。
- (30) (Hans Zacher) Der Herausgeber: Arthur Kaufmann, in: Berthold Kastner (Hrsg.), GRGA Bd. 20, op. cit. (Ann. 2), S. 451.
- (31) Arthur Kaufmann (bearb.), Rechtsphilosophie I. GRGA Bd. 1, 1987 (前出注一)。
- (32) Günter Spindel (bearb.), Kulturphilosophische und -historische Schriften. GRGA Bd. 6, 2002.
- (33) Hans-Peter Schneider (bearb.), Staat und Verfassung. GRGA Bd. 14, 2002.
- (34) 宮澤浩一・上田健二・アルトゥール・カウフマン教授の逝去を悼む' ジュリスト二二〇三号' 二〇〇二年' 一一二頁以下。
- (35) この第二〇巻の総索引は、ドイツ的な完全主義の結晶とも言うべき著作であり、シユテルンベルクの利用

すること、注(1)の書評の所在頁、ラートブルフの書簡において、シュテルンベルクに言及した箇所等をチェックすることが可能になった。

(36) Der Innere Weg. Aufriß meines Lebens, 1951の事である。ラートブルフ著作集では、心の旅路」という訳語が付けられているが、それは、記憶喪失者の回復の物語」を意味するので、敢えて、異なる訳語を付けた。Günter Spindel(Hrsg.), Biographische Schriften. GRGA Bd. 16, 1988, S. 167 ff.

(37) Arthur Kaufmann, Gustav Radbruch, 1987. マルトゥール・カウフマン・中義勝・山中敬一訳・グスタフ・ラートブルフ、一九九二年[Arthur Kaufmann, Gustav Radbruch, Rechtsdenker, Philosoph, Sozialdemokrat, 1987の邦訳]。なお、Arthur Kaufmann, Gustav Radbruch - Leben und Werk in: ders. (Hrsg.), Rechtsphilosophie I. GRGA Bd. 1(前出注1). S. 7 ff.

(38) 野阪滋男・諸澤英道編・法哲学徒 梅田育夫、一九七六年(非売品)。

(追記) 本稿は、慶應義塾大学法学部法律学科史のコラムとして執筆したものであったが、予定を大幅に超えたため、『法学研究』誌上に発表することにしたものである。